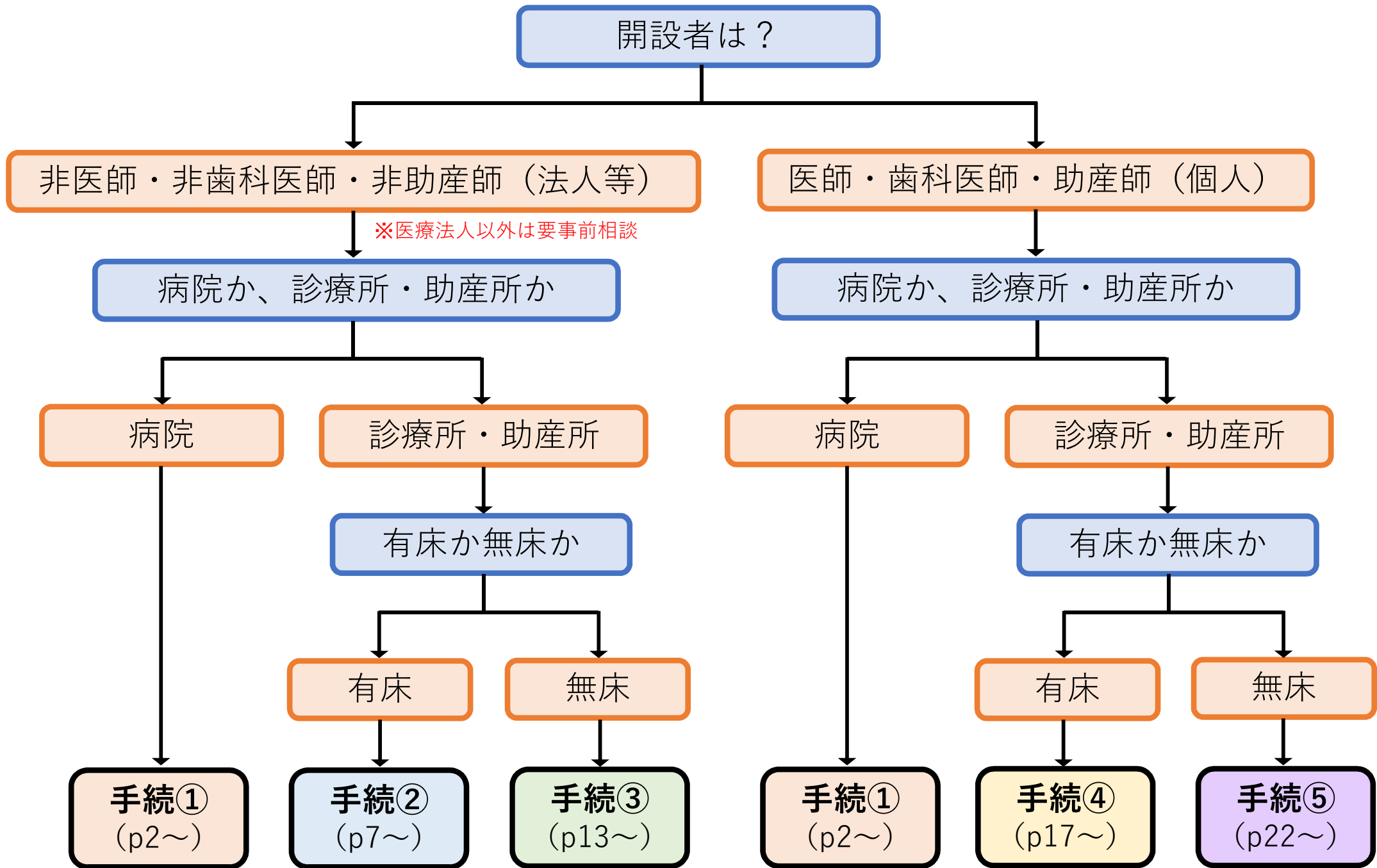


病院・診療所・助産所 新規開設フローチャート



手続① 病院の開設手続



1. 病院開設許可申請

- ・特定事業手続条例の対象施設となるため、事前に都市計画課までご相談ください。
- ・保健所への申請前に、病床整備計画の事前協議が必要となります。必ず事前に保健所までご相談ください。

申請書様式	病院様式第1 病院開設許可申請書
提出期限	工事着工前に要図面相談 開設前の事前申請(県からの病床整備承認通知後1ヶ月以内に申請)
提出部数	2部(岡崎市保健所提出用、開設者控え用)
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①付近の見取り図 ②建物の見取り図の入った敷地の平面図 ③建物の位置図・平面図 ④定款、寄付行為又は条例の写し (開設者が原本証明したもの：条例・個人開設の場合は不要) ⑤診療用エックス線装置設置届(愛知県様式第21号)の(案) ・隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ・しゃへい計算書 ※エックス線装置を設置する場合のみ(MRIなど別途確認書類あり) ⑥賃貸契約書の写し(開設者が原本証明したもの)または賃貸契約書原本 ※病院の土地・建物を賃貸する場合のみ
手数料	45,000円

手続① 病院の開設手続



2. 病院施設使用許可申請

申請書様式	病院様式第18 病院施設使用許可申請書
提出期限	施設を使用する10日前程度（施設・設備が完成・整備された後）
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	①建物の位置図・平面図 ②人員確認書類 ③漏えい線量測定結果表 ※エックス線装置が検査対象の場合のみ（MRIなど別途確認書類あり）
手数料	45,000円

手続① 病院の開設手続



3. 病院開設届

届出書様式	病院様式第4 病院開設届
提出期限	開設後10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印が押印されているものが必要
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	管理者を含め、従事する医師・歯科医師・薬剤師全員の免許証の写し （開設者が原本証明したもの、または保健所受付者が原本と照合したもの） ※管理者においては、平成16年以降の医籍登録者は臨床研修修了登録証を添付 ※管理者においては、免許証及び臨床研修修了登録証原本を持参し管理者本人の来所が必要
手数料	なし

手続① 病院の開設手続



4. 診療用エックス線装置設置届 ※診療用エックス線装置を設置する場合のみ

届出書様式	病院様式第21 診療用エックス線装置設置届
提出期限	設置後10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印の押印されているものが必要
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ②しゃへい計算書 ③漏えい線量測定結果表 ④カタログ又はその写し(あれば)
手数料	なし
その他	○CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィーを設置する場合は、医療機器の共同利用計画の提出が必要になります。 ○MRIは診療用エックス線装置設置届の提出は不要ですが、高周波利用設備許可申請書の写し（総務省東海総合通信局）、磁気強度分布図（5 Gaussライン識別表示）及び漏洩磁場測定結果の写しを確認しています。

手続① 病院の開設手続



5. 医療情報ネット（医療機能情報提供制度、かかりつけ医機能報告制度）

G-MIS新規ユーザ登録申請ページに沿って申請してください。
ユーザーIDが発行された後、新規報告を行ってください。

※厚生労働省ホームページ

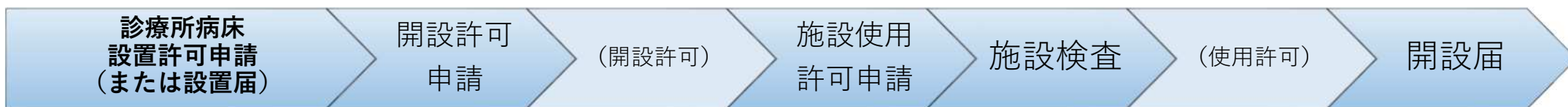
- ・ 医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ・ かかりつけ医機能報告制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続

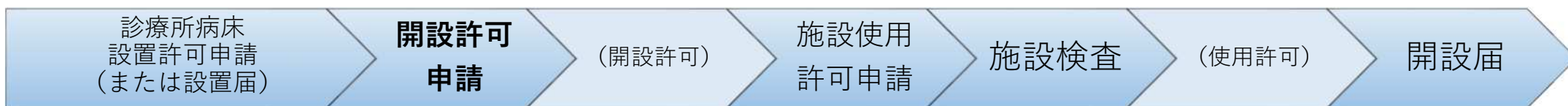


1. 診療所病床設置許可申請または診療所病床設置届 ※助産所の場合は不要

保健所への申請前に、病床整備計画の事前協議が必要となります。必ず事前に保健所までご相談ください。

申請書・届出書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可：診療所様式第5号 診療所病床設置許可申請書 ・設置届：診療所様式第6号 診療所病床設置届
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可：県の病床整備計画承認後1ヶ月以内 ・設置届：病床設置後10日以内
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	各室の用途（病室については病床数及び病床種別）を示した建物の平面図
手数料	なし

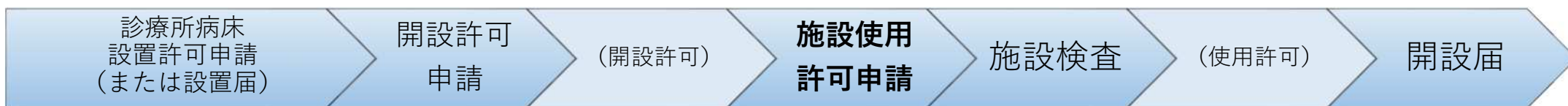
手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続



2. 診療所開設許可申請・助産所開設許可申請

申請書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：診療所様式第1号 診療所開設許可申請書 ・助産所：助産所様式第2号 助産所開設許可申請書
提出期限	<p>工事着工前に提出</p> <p>既存建物を使用する場合開設前の事前申請（少なくとも開設1か月前には申請）</p>
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	<p>①付近の見取り図</p> <p>②建物の見取り図の入った敷地の平面図</p> <p>③建物の位置図・平面図</p> <p>④定款、寄付行為又は条例の写し （開設者が原本証明したもの：条例・個人開設の場合は不要）</p> <p>⑤診療用エックス線装置設置届（市様式第18号）の（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ・しゃへい計算書 <p>※エックス線装置を設置する場合のみ（MRIなど別途確認書類あり）</p> <p>⑥賃貸契約書の写し（開設者が原本証明したもの）または賃貸契約書原本</p> <p>※診療所・助産所の土地・建物を賃貸する場合のみ</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：20,000円 ・助産所：12,000円

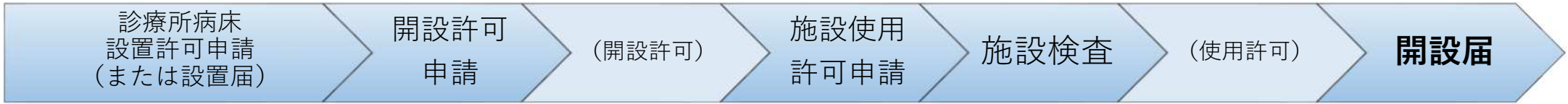
手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続



3. 診療所・助産所施設使用許可申請

申請書様式	診療所・助産所様式第17号 診療所・助産所施設使用許可申請書
提出期限	施設を使用する10日前（施設・設備が完成・整備された後）
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	<p>①建物の位置図・平面図</p> <hr/> <p>②漏えい線量測定結果表（エックス線装置が検査対象の場合） ※エックス線装置が検査対象の場合のみ（MRIなど別途確認書類あり）</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：25,000円 ・助産所：19,000円

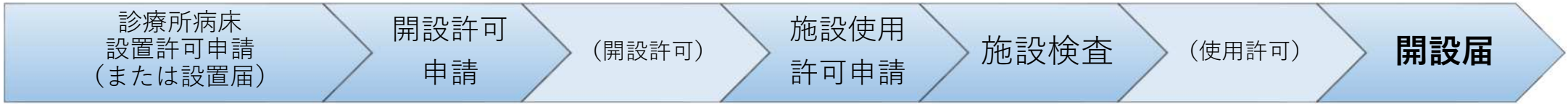
手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続



4. 診療所・助産所開設届

届出書様式	診療所・助産所様式第3号 診療所・助産所開設届
提出期限	開設後10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印が押印されているものが必要
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	①管理者を含め、従事する医師・歯科医師・薬剤師・助産師全員の免許証の写し （開設者が原本証明したもの、または保健所受付者が原本と照合したもの） ※管理者においては、平成16年以降の医籍登録者は臨床研修修了登録証を添付 ※管理者においては、免許証及び臨床研修修了登録証原本を持参し管理者本人の来所が必要 ②分娩を取り扱う場合の嘱託医師及び病院・診療所に嘱託した書類 ※分娩を取り扱う助産所のみ
手数料	なし

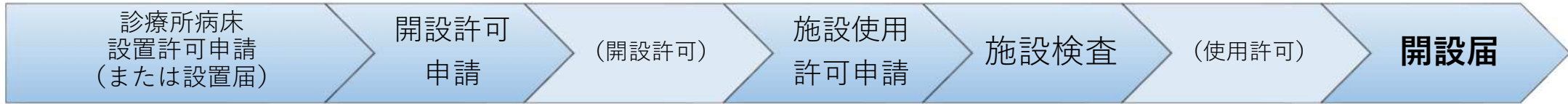
手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続



5. 診療所エックス線装置設置届 ※診療用エックス線装置を設置する場合のみ

届出書様式	診療所様式第18号 診療用エックス線装置設置届
提出期限	設置後10日以内
提出部数	3部 (岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※) ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印の押印されているものが必要
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ②しゃへい計算書 ③漏えい線量測定結果表 ④カタログ又はその写し(あれば)
手数料	なし
その他	○CT、MRI、PET、放射線治療(リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィーを設置する場合は、医療機器の共同利用計画の提出が必要になります。 ○MRIは診療用エックス線装置設置届の提出は不要ですが、高周波利用設備許可申請書の写し(総務省東海総合通信局)、磁気強度分布図(5 Gaussライン識別表示)及び漏洩磁場測定結果の写しを確認しています。

手続② (法人等) 有床診療所・助産所の開設手続



6. 医療情報ネット（医療機能情報提供制度、かかりつけ医機能報告制度）

※かかりつけ医機能報告制度は医科診療所のみ

G-MIS新規ユーザ登録申請ページに沿って申請してください。
ユーザーIDが発行された後、新規報告を行ってください。

※厚生労働省ホームページ

- ・ 医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ・ かかりつけ医機能報告制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

手続③ (法人等) 無床診療所・助産所の開設手続

開設許可申請

(開設許可)

開設届

1. 診療所開設許可申請・助産所開設許可申請

申請書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：診療所様式第1号 診療所開設許可申請書 ・助産所：助産所様式第2号 助産所開設許可申請書
提出期限	<p>工事着工前に提出</p> <p>既存建物を使用する場合開設前の事前申請（少なくとも開設1か月前には申請）</p>
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	<p>①付近の見取り図</p> <p>②建物の見取り図の入った敷地の平面図</p> <p>③建物の位置図・平面図</p> <p>④定款、寄付行為又は条例の写し （開設者が原本証明したもの：条例・個人開設の場合は不要）</p> <p>⑤診療用エックス線装置設置届（市様式第18号）の（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ・しゃへい計算書 <p>※エックス線装置を設置する場合のみ</p> <p>⑥賃貸契約書の写し（開設者が原本証明したもの）または賃貸契約書原本</p> <p>※診療所・助産所の土地・建物を賃貸する場合のみ</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：20,000円 ・助産所：12,000円

手続③ (法人等) 無床診療所・助産所の開設手続

開設許可申請

(開設許可)

開設届

2. 診療所・助産所開設届

届出書様式	診療所・助産所様式第3号 診療所・助産所開設届
提出期限	開設後10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印が押印されているものが必要
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	管理者を含め、従事する医師・歯科医師・薬剤師・助産師全員の免許証の写し （開設者が原本証明したもの、または保健所受付者が原本と照合したもの） ※管理者においては、平成16年以降の医籍登録者は臨床研修修了登録証を添付 ※管理者においては、免許証及び臨床研修修了登録証原本を持参し管理者本人の来所が必要
手数料	なし

手続③ (法人等) 無床診療所・助産所の開設手続

開設許可申請

(開設許可)

開設届

3. 診療所エックス線装置設置届 ※診療用エックス線装置を設置する場合のみ

届出書様式	診療所様式第18号 診療用エックス線装置設置届
提出期限	設置後10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印の押印されているものが必要
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ②しゃへい計算書 ③漏えい線量測定結果表 ④カタログ又はその写し(あれば)
手数料	なし
その他	○CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィーを設置する場合は、医療機器の共同利用計画の提出が必要になります。 ○MRIは診療用エックス線装置設置届の提出は不要ですが、高周波利用設備許可申請書の写し（総務省東海総合通信局）、磁気強度分布図（5ガウスライン識別表示）及び漏洩磁場測定結果の写しを確認しています。

手続③ (法人等) 無床診療所・助産所の開設手続

開設許可申請

(開設許可)

開設届

4. 医療情報ネット（医療機能情報提供制度、かかりつけ医機能報告制度）

※かかりつけ医機能報告制度は医科診療所のみ

G-MIS新規ユーザ登録申請ページに沿って申請してください。
ユーザーIDが発行された後、新規報告を行ってください。

※厚生労働省ホームページ

- ・ 医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ・ かかりつけ医機能報告制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

手続④ (個人) 有床診療所・助産所の開設手続

診療所病床
設置許可申請
(または設置届)

開設届

施設使用許可
申請

施設検査

(使用許可)

1. 診療所病床設置許可申請または診療所病床設置届 ※助産所の場合は不要

保健所への申請前に、病床整備計画の事前協議が必要となります。
また、開設届と施設検査は同時に行います。必ず事前に保健所までご相談ください。

申請書・ 届出書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可：診療所様式第5号 診療所病床設置許可申請書 ・設置届：診療所様式第6号 診療所病床設置届
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可：県の病床整備計画承認後1ヶ月以内 ・設置届：病床設置後10日以内
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	各室の用途（病室については病床数及び病床種別）を示した建物の平面図
手数料	なし

手続④ (個人) 有床診療所・助産所の開設手続

診療所病床
設置許可申請
(または設置届)

開設届

施設使用許可
申請

施設検査

(使用許可)

2. 診療所・助産所開設届

申請書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：診療所様式第8号 診療所開設届 ・助産所：助産所様式第9号 助産所開設届
提出期限	開設日（使用許可申請と同時）
提出部数	<p>3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※）</p> <p>※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印が押印されているものが必要</p>
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	<p>①付近の見取り図</p> <p>②建物の見取り図の入った敷地の平面図</p> <p>③建物の位置図・平面図</p> <p>④賃貸契約書の写し（開設者が原本証明したもの）または賃貸契約書原本 ※診療所・助産所の土地・建物を賃貸する場合のみ</p> <p>⑤管理者を含め、従事する医師・歯科医師・薬剤師・助産師全員の免許証の写し （開設者が原本証明したもの、または保健所受付者が原本と照合したもの） ※管理者においては、平成16年以降の医籍登録者は臨床研修修了登録証を添付 ※管理者においては、免許証及び臨床研修修了登録証原本を持参し管理者本人の来所が必要</p> <p>⑥分娩を取り扱う場合の嘱託医師及び病院・診療所に嘱託した書類 ※分娩を取り扱う助産所のみ</p>
手数料	なし

手続④ (個人) 有床診療所・助産所の開設手続

診療所病床
設置許可申請
(または設置届)

開設届

施設使用許可
申請

施設検査

(使用許可)

3. 診療所エックス線装置設置届※診療用エックス線装置を設置する場合のみ (MRIなど別途確認書類あり)

届出書様式	診療所様式第18号 診療用エックス線装置設置届
提出期限	開設日 (使用許可申請と同時)
提出部数	3部 (岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※) ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印の押印されているものが必要
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ②しゃへい計算書 ③漏えい線量測定結果表 ④カタログ又はその写し(あれば)
手数料	なし
その他	○CT、MRI、PET、放射線治療 (リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィーを設置する場合は、医療機器の共同利用計画の提出が必要になります。 ○MRIは診療用エックス線装置設置届の提出は不要ですが、高周波利用設備許可申請書の写し (総務省東海総合通信局)、磁気強度分布図 (5 Gaussライン識別表示) 及び漏洩磁場測定結果の写しを確認しています。

手続④ (個人) 有床診療所・助産所の開設手続

診療所病床
設置許可申請
(または設置届)

開設届

施設使用許可
申請

施設検査

(使用許可)

4. 医療情報ネット（医療機能情報提供制度、かかりつけ医機能報告制度）

※かかりつけ医機能報告制度は医科診療所のみ

G-MIS新規ユーザ登録申請ページに沿って申請してください。
ユーザーIDが発行された後、新規報告を行ってください。

※厚生労働省ホームページ

- ・医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ・かかりつけ医機能報告制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

手続④ (個人) 有床診療所・助産所の開設手続

診療所病床
設置許可申請
(または設置届)

開設届

施設使用許可
申請

施設検査

(使用許可)

5. 診療所・助産所施設使用許可申請

申請書様式	診療所・助産所様式第17号 診療所・助産所施設使用許可申請書
提出期限	開設日（開設届と同時。施設・設備が完成・整備されていること）
提出部数	2部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用）
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	①建物の位置図・平面図 ②漏えい線量測定結果表（エックス線装置が検査対象の場合） ※エックス線装置が検査対象の場合のみ（MRIなど別途確認書類あり）
手数料	・診療所：25,000円 ・助産所：19,000円

手続⑤ (個人) 無床診療所・助産所の開設手続

開設届

1. 診療所・助産所開設届

申請書様式	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所：診療所様式第8号 診療所開設届 ・助産所：助産所様式第9号 助産所開設届
提出期限	開設日から10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印が押印されているものが必要
添付書類 （※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します）	<p>①付近の見取り図</p> <p>②建物の見取り図の入った敷地の平面図</p> <p>③建物の位置図・平面図</p> <p>④賃貸契約書の写し（開設者が原本証明したもの）または賃貸契約書原本 ※診療所・助産所の土地・建物を賃貸する場合のみ</p> <p>⑤管理者を含め、従事する医師・歯科医師・薬剤師・助産師全員の免許証の写し （開設者が原本証明したもの、または保健所受付者が原本と照合したもの） ※管理者においては、平成16年以降の医籍登録者は臨床研修修了登録証を添付 ※管理者においては、免許証及び臨床研修修了登録証原本を持参し管理者本人の来所が必要</p>
手数料	なし

手続⑤ (個人) 無床診療所・助産所の開設手続

開設届

2. 診療所エックス線装置設置届 ※診療用エックス線装置を設置する場合のみ

届出書様式	診療所様式第18号 診療用エックス線装置設置届
提出期限	開設日から10日以内
提出部数	3部（岡崎市保健所提出用、開設者控え用、東海北陸厚生局提出用※） ※保険医療機関指定申請の際、添付書類として保健所の受付印の押印されているものが必要
添付書類 (※添付書類は代表的なものを記載してありますので、別途必要に応じてご案内します)	①隣接室名、上階及び下階の室名を明記したエックス線室の平面図及び側面図 ②しゃへい計算書 ③漏えい線量測定結果表 ④カタログ又はその写し(あれば)
手数料	なし
その他	○CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィーを設置する場合は、医療機器の共同利用計画の提出が必要になります。 ○MRIは診療用エックス線装置設置届の提出は不要ですが、高周波利用設備許可申請書の写し（総務省東海総合通信局）、磁気強度分布図（5ガウスライン識別表示）及び漏洩磁場測定結果の写しを確認しています。

手続⑤ (個人) 無床診療所・助産所の開設手続

開設届

3. 医療情報ネット（医療機能情報提供制度、かかりつけ医機能報告制度）

※かかりつけ医機能報告制度は医科診療所のみ

G-MIS新規ユーザ登録申請ページに沿って申請してください。
ユーザーIDが発行された後、新規報告を行ってください。

※厚生労働省ホームページ

- ・ 医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

- ・ かかりつけ医機能報告制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html